

貸付けについて

○ 公立学校共済組合

 経営管理班 022-211-3673

組合員（申込日の属する月までに組合員期間が6月以上あること）が臨時に資金を必要とするとき、その目的に応じて公立学校共済組合から貸付けを受けられます。申し込みについての詳細は、必ず公立学校共済組合宮城支部ホームページで確認のうえ申込期限までに申し込んでください。

なお、書類等不備の場合は、貸付けの申込みを受付できませんので、御注意ください。

Ⅰ 貸付けの種類

種 別	利 率 (※2)	貸付限度額	貸付事由の要旨	対象者	申込期限(※3) 貸付送金日(※4)
		償還回数上限			
一般貸付け	年1.32%	200万円 120回	組合員が臨時に資金を必要とする場合	組合員(※1)	毎月20日締切 翌月27日送金
住宅貸付け	年1.32%	組合員期間に応じた額と仮定退職 手当の額のいずれか高い額(住宅 貸付けの基本限度額) ただし、1,800万円まで 360回	組合員が自己の用に供するための住宅の新築・ 増築・改築・移築・修理・購入、住宅の敷地の 購入・補修をするため資金を必要とする場合		
介護構造部分 に係る貸付け	年1.06%	300万円 360回	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅 の新築等をするため資金を必要とする場合		
教育貸付け	年1.32%	550万円 250回	組合員・被扶養者・被扶養者でない子・孫・兄 弟姉妹が学校教育法第1条に規定する小学校・ 中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学 校・特別支援学校(幼稚部を除く)・大学(大学院 含む)及び高等専門学校等に入学・修学するため 資金を必要とする場合		
医療貸付け	年1.32%	120万円 110回	組合員・被扶養者・被扶養者でない配偶者・ 子・孫・兄弟姉妹・父母が医療(高額療養費の 対象となる療養を除く。)を受けるため資金を 必要とする場合		
結婚貸付け	年1.32%	200万円 120回	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする 場合		結婚した日から 前後6月以内 毎月20日締切 翌月27日送金
葬祭貸付け	年1.32%	200万円 120回	組合員が被扶養者・被扶養者でない配偶者・ 子・孫・兄弟姉妹・父母の葬祭を行うため資金 を必要とする場合		毎月20日締切 翌月27日送金
特別貸付け	年1.32%	給料月額(給料の調整額・教職調 整額含む)×3/10×残任期月数 ただし、200万円まで 残任期月数以内	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	再任用組合員ほか、組合員資 格を取得した臨時的任用職 員、会計年度任用職員、任期 付職員および期間の定めが なく退職手当の発生しない職員	
災害貸付け	年0.99%	200万円 120回	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非 常災害を受けたため資金を必要とする場合	組合員(※1)	り災後3月以内 随時
住宅災害 貸付け	年0.99%	住宅貸付けの基本限度額の2倍に 相当する額 ただし、1,900万円まで 360回	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が 水震火災その他の非常災害により5分の1以上 又はこれと同程度の損害を受け、新築等をする ため資金を必要とする場合		り災後1年以内 随時
東日本大震災 特例住宅災害 貸付け	年0.69%	住宅貸付けの基本限度額の2倍に 相当する額 ただし、1,900万円まで 360回	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が 東日本大震災を受け、新築等をするため資金を 必要とする場合		毎月15日締切 当月30日送金 毎月30日締切 翌月15日送金
特定激甚災害 特定住宅災害 貸付け	年0.99%	住宅貸付けの基本限度額の2倍に 相当する額 ただし、1,900万円まで 360回	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が 特定激甚災害を受け、新築等をするため資金を 必要とする場合		毎月15日締切 当月30日送金 毎月30日締切 翌月15日送金
高額医療 貸付け	無利息	高額療養費相当額 高額療養費支給時に一括して控除	組合員等・被扶養者が高額療養費の支給の対象 となる療養に係る支払のため資金を必要とする 場合	組合員(※1)、再任用組合員 ほか、組合員資格を取得した 臨時的任用職員、会計年度任 用職員、任期付職員および期 間の定めがなく退職手当の発 生しない職員	毎月5日締切 当月15日送金 毎月15日締切 当月25日送金
出産貸付け	無利息	出産費又は家族出産費相当額 出産費又は家族出産費支給時に一 括して控除	組合員等が出産費又は家族出産費の支給の対象 となる出産に係る支払のため資金を必要とする 場合	組合員(※1)、再任用組合員 ほか、組合員資格を取得した 臨時的任用職員、会計年度任 用職員、任期付職員および期 間の定めがなく退職手当の発 生しない職員	毎月5日締切 当月15日送金 毎月15日締切 当月25日送金

※1 組合員…一般組合員及び船員組合員

※2 貸付金の利率は変動利率です。

※3 20日が土・日・祝日の場合は、前日が申込期限となります。また、申込期限後の受付分については、翌月の処理となりますので御注意ください。

※4 貸付送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日に送金となります。

2 貸付けの要件

対象者	申込日の属する月までに組合員期間が6月以上ある組合員が対象。他の共済組合から期間が継続している場合は、通算した期間となる。
貸付けの制限	貸付けの申込み理由が以下に該当する場合は貸付け不可。 ・経常的に必要となる費用（生活費・家賃等） ・借入金の返済（他の金融機関からの借換えや返済・クレジットカード払い（1階払い含む）の返済・結婚式場の代金を立替払い業者等を利用して返済） ・利益を生む事業のための費用（家族が起業するための費用） ・投資のための借入れ（株式・投資信託・不動産・宝くじ等） 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の総額が700万円を超える場合や、借入状況等申告書の年間償還額合計が給料月額4.8倍を超える場合は貸付け不可。 借受人が、更に同一種別の貸付けを希望する場合は、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行う（借換え）。 一般貸付けにおいて、既貸付けから2年経過するまでは借換え不可。 一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認める。ただし、支払後1か月以内に申込みすること。
貸付金額	各種別ごとの貸付限度額の必要額で10万円単位（高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）。 ただし、他の共済組合からの異動に伴う借換えの場合及び教育貸付けによる教育ローンの借換えの場合は1円単位。 ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能。貸付金額の1/2以内で50万円単位。
償還回数	各種別ごとの償還回数の範囲内で設定可能。ボーナスからの償還回数は毎月償還回数の1/6以内にすること。
提出書類	公立学校共済組合宮城支部ホームページに掲載している「貸付申込必要書類等チェック表」を確認すること。

3 団体信用生命保険及び債務返済支援保険について

団体信用生命保険・・・貸付金の償還途中に万一死亡したり一定の障害状態となった場合に、貸付金残高相当額が保険金として支払われる制度

債務返済支援保険・・・団信の適用を受けている方が、病気・傷害又は所定の精神障害により免責期間30日を超えて就業障害が継続した場合、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を3年を限度に保険金として支払う制度

区分	対象者	保険料（月額）	請求手続き
団体信用生命保険	対象者は次の貸付けを希望する方で、貸付申込時点で健康で、正常勤務者であること、かつ過去3年以内に(別表3)にある病気で2週間以上の入院をしたことがない方 (1) 住宅貸付け (2) 住宅災害貸付け (3) 介護構造部分に係る貸付け (4) 教育貸付け	10万円につき22円 毎年1回申込時指定のあった銀行から自動振替	死亡の場合の提出書類 ・在籍証明書 ・死亡証明書（指定様式） 高度障害の場合 ・在籍証明書 ・障害診断書（指定様式） 「公立学校共済組合宮城支部経営管理班貸付担当」 TEL 022-211-3673
債務返済支援保険	団信を申し込む際に、債務返済支援保険の適用・非適用の欄に○をつけてください。 団信の適用者であること、過去3年以内に(別表4)の病気で治療を受けていない方	1万円あたり92円 毎年1回申込時指定のあった銀行から自動振替	「債務返済支援保険 請求相談センター」に連絡 TEL 0120-614-191 月～金（祝日を除く） 10時から16時

(別表3) 団信関係（申込日（告知日）より起算して過去3年以内に下記の病気により連続して2週間以上の入院をしていないこと。）

狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神障害・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

(別表4) 債務返済支援保険関係(申込日（告知日）より起算して過去3年以内に下記の病気で医師の診断・検査・治療・投薬を受けていないこと。「治療」には、指示・指導を含みます。)

一過性脳虚血発作（TIA）・心不全・大動脈瘤・不整脈（心房粗動など）・じん肺症・慢性肺気腫・クローン病・下垂体副腎機能障害（クッシング病・巨人症・アジソン病など）・重症筋無力症・血友病・再生不良性貧血・悪性リンパ腫・エイズHIV感染症・認知症・パーキンソン病症候群・網膜色素変性症・黄斑部変性症

4 償還について

区分	事由等	申込期限及び償還日	提出書類
定期償還	貸付け時に申し込んだ回数により、給料等から控除されます。 償還開始は、毎月償還については、貸付月の翌月から、ボーナス償還は貸付月の翌月以降の最初のボーナスからとなります。	—	—
全額繰上償還	貸付未償還金を全額返済する。	毎月15日締切 翌月全額償還	全額繰上償還申出書★
一部繰上償還	・貸付未償還額の一部を返済。 ・毎月償還のみの場合は、10万円以上で申込。 ・ボーナス償還併用の場合は、20万円以上で、そのうち1/2以上をボーナス分の償還に充てること。 ・ボーナス償還分だけを一部繰上償還することはできるが、毎月償還分だけの一部繰上償還はできない。	6月1日～15日 12月1日～15日 翌月一部償還 一部繰上償還の翌月から定期償還開始	一部繰上償還申出書★
償還猶予	・育児休業の承認を受けたとき ・介護休業の承認を受けたとき ・配偶者同行休業の承認を受けたとき ・疾病により無給休職となったとき （傷病手当金、傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く） ・住宅が非常災害で損害を受けたとき	猶予を希望する月の前月25日 ただし11月は15日締切 償還猶予終了後償還開始	償還猶予申出書★
退職の償還	退職時に貸付未償還金があるとき	退職手当から貸付未償還金の控除依頼をするので手続きは不要	—
	退職手当から貸付未償還金が控除できないとき	退職手当から貸付未償還金を全額控除できず不足が生じたときは、別途「振込依頼書」を送付します。（※1）（※2）	
地方公務員共済組合宮城支部へ転出した場合	地方公務員共済組合宮城県支部へ転出された方で、貸付未償還金があるとき	これまでどおり給料から控除（以下、「徴収嘱託」という。）を行います。 徴収嘱託期間は5年までとなり、5年を経過した場合には、全額即時償還となります。 徴収嘱託により公立学校共済組合に貸付金を償還中に、新たに貸付けを受けたい場合は、全額即時償還となりますので、地方公務員共済組合宮城県支部で新たに貸付を申し込む予定がある方は、公立学校共済組合宮城支部までお問い合わせください。	—
他共済へ転出した場合	他共済へ転出された方で、貸付未償還金があるとき	転出した日の属する月の末日までに全額即時償還をしてください。（※2） 共済組合からの貸付金残高証明書を使用し、転出先の共済組合から貸付けを受けることができます。	—

※1 「振込依頼書」の納付期限までに払い込みがないと、利息が増加する場合がありますので御注意ください。

※2 納付期限までに払い込みがない場合は、貸付保険事故となりますので御注意ください。

◎ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。